

**資料 1 - 1**

**実施庁（社会保険庁）の実績評価の流れ**  
（平成16年度に達成すべき目標についての評価）

＜目標策定＞

- ・ 厚生労働省は、平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標を策定  
（中央省庁等改革基本法第16条）（16年1月30日）



＜計画策定・実施＞

- ・ 社会保険庁は、16年度計画を策定・実施（16年度）



＜実績報告＞

- ・ 社会保険庁長官は、達成すべき目標に係る実績を厚生労働大臣に報告  
（17年8月25日）



＜実績評価＞

- ・ 厚生労働大臣は、実績に係る評価を行い、社会保険庁長官に通知  
（中央省庁等改革基本法第16条）
- ※ 厚生労働省は、実績評価に当たり、有識者等第三者の意見を聴取  
（社会保険事業運営評議会）  
（実績評価に当たっては、総務省より「有識者等第三者の知見の活用に努めること」  
とされている）（17年10月19日）

## 達成すべき目標と社会保険事業計画及び実績評価の流れ

